

旭川市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の 基準に関する条例案の素案の概要

1 条例制定の趣旨及び概要

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」が平成29年6月2日に公布され，介護保険法の一部が改正されました。

この法改正により新たに介護医療院が創設され，その人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一部は「本市の条例」で定めることとされました。

今回，厚生労働省から，平成30年4月1日の施行に向けて，介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（案）が示されたことから，同基準（案）を参考に，本市の実情を踏まえ，次のとおり同日施行となる「本市の条例」を制定することを予定しています。

なお，条例の制定に当たっては，厚生労働省令で示されている「従うべき基準」，「参酌すべき基準」（注1）のいずれかに該当するかによって，地域の実情に応じて市独自の内容とできるかどうか定められています。

（注1）

「従うべき基準」～条例の内容を直接的に拘束する，必ず適合しなければならない基準であり，この基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるが，異なる内容を定めることは許されないもの

「参酌すべき基準」～地方公共団体が十分参照した結果としてであれば，地域の実情に応じて，異なる内容を定めることが許容されるもの

2 各項目の基準内容

項目	基準の内容	
	国の基準（案）	旭川市の基準
非常災害対策 （参酌すべき 基準）	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備の設置 ・具体的な計画の作成 ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備 ・消防計画等の定期的な職員への周知 ・定期的な避難，救出その他必要な訓練の実施 <p>※<u>自然災害対策について明文化されておられません。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国の基準に加え，以下について規定します。</u> ① 東日本大震災等が甚大な被害をもたらしたことを受け，社会福祉施設等における安全対策の充実という観点から，地震等の自然災害を想定した自然災害に対する非常災害対策の実施について規定します。 ② 自然災害発生時における介護職員の派遣協力等についてサービス提供事業者としての努力義務として規定します。

<p>地域との連携等（参酌すべき基準）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流 ・入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国の基準に加え、以下について規定します。</u> <p>介護医療院の地域との連携等について、認知症高齢者の増加を踏まえ、行政等と連携することで、入居者の安心した生活を補完するための制度である成年後見制度について理解を深め、利用者等への処遇に資するよう、サービス提供事業者としての努力義務として規定します。</p>
<p>上記以外</p>	<p>基本方針、定義、従業員の員数、施設の基準、構造設備の基準、内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認、要介護認定の申請に係る援助、入退所、サービス提供の記録、利用料等の受領、保険給付の請求のための証明書の交付、介護医療院サービスの取扱方針、施設サービス計画の作成、診療の方針、必要な医療の提供が困難な場合等の措置等、機能訓練、看護及び医学的管理の下における介護、食事の提供、相談及び援助、その他のサービスの提供、入所者に関する市町村への通知、管理者による管理、管理者の責務、計画担当介護支援専門員の責務、運営規程、勤務体制の確保等、定員の遵守、衛生管理等、協力病院、掲示、秘密保持等、居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止、苦情処理、事故発生の防止及び発生時の対応、会計の区分、記録の整備、ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準（準用する部分含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の省令で定める基準及び国の省令に従うべき基準については、同様の内容で規定します。 ・非常災害対策及び地域との連携等以外の参酌すべき基準については、国の省令案を参酌して検討した結果、適正な事業運営を確保する上で妥当と判断し、省令案どおり規定します。